

認定番号 第２０２号			
選定番号	第７－００７号	名 称	バザール・カフェ
バザール・カフェは同志社の宣教師住宅として、同志社を支援したアメリカンボード（米国のプロテスタント組織）によって建てられた。設計はヴォーリズ建築事務所が担当している。現存する設計図面には昭和１３年（１９３８）と年記があり、登記簿から翌年には既に建築されていたことが判明する。建築後しばらくして、同志社の女子部で英文学を教えるエスタ・Ｌ・ヒバド女史、ピアノの教師フランシス・クラップ女史、そして同志社中学の英会話の教師アリス・グイン女史の３人が居住した。この際、建物には３人の姓を合わせて「クラッパードイン」と名付けられた。 建物は、東西の通りの南側に面して建つ。通り側に玄関を設け、現在は広場となっている庭が南側に配された。木造２階建てで、屋根は焦げ茶色の葺瓦で葺かれる。外壁はスタッコ仕上げで、スパニッシュ様式の外観となっている。当初は、北側から入る玄関ホールの東側に応接室、南側に居間と食堂、西側に台所や女中室を配する平面であったが、９０年代には表側に新しい玄関と階段が増築された。２階には寝室として用いられた３室が配されている。１階の居間・食堂は建具を開放すると広い１室となるが、平成９年（１９９７）にバザール・カフェが開店し、この室がカフェ空間として活用されている。台所は、備え付けの食器棚など、当初の様子が良く残り、現在もそのまま厨房として用いられている。 バザール・カフェは、ヴォーリズ建築事務所の設計による、昭和初期のスパニッシュ様式の住宅建築である。宣教師の居住した建物は、現在も教会や芸術家、市民などで構成されるプロジェクトによって、カフェとして活用されている。ヴォーリズ設計による宣教師住宅の空間が、ミッションの精神によって継承されている点でも、高く評価することができる。			
			

認定理由

認定番号 第203号			
選定番号	第9-032号	名 称	にしじんてらのうちとおり まちや 西陣寺之内通の町家
西陣寺之内通の町家は、寺之内通の南側に面した間口約3間の標準的な町家建築である。建物全体を一つの屋根で覆う大棟型の形式をとる。登記簿資料から、明治27年（1894）時点において建物が既に建っていたことが確認される。建物は東側に通り土間を配し、1列に3室が並ぶ平面構成である。現所有者が同建物を購入した際には4室が並ぶ平面であったが、奥の室は後世に土間へ増築されたものであったことが分かり、令和3年（2021）の改修時に土間へと復原された。こうした奥に配置される土間は、織機を置いた生産空間として使用されたものと考えられ、西陣地域に残る「織屋建」の形式であると言える。調査により増築時に和釘と洋釘が併用されたことが分かり、その洋釘の形状などから、その改変の時期は明治10年代と推測されている。柱には古い部材が確認され、大きな改修を経てはいるものの、当初の建築年代は近世に遡るものと推測される。 建物は1階には出格子を嵌め、2階をむしこ窓とする外観である。表側6畳間（ミセ）では土間境に戸袋が設けられ、板戸で仕切る古風な形式が残されている。住宅としての活用のため、改修時にミセの奥の3畳間と4畳半間の境を半間分移動しているものの、3室続きの居室空間が踏襲されている。奥の土間は吹抜け空間に復原され、織物生産の場の様子を良く伝えている。 西陣織の衰退や生産形態の変化により、織屋建の町家は失われてきたため、現在でもその空間構成を残す町家は数少ない。特に小規模な織屋建の町家が保存されている例は稀であり、同建物は貴重であると言える。当初の空間構成への復原を試みながら生活空間として活用を図る点においても、評価される事例であろう。			
			

認定理由

認定番号 第204号			
選定番号	第10-043号	名 称	カトリック西陣聖ヨゼフ教会 にしじんせい きょうかい
カトリック西陣聖ヨゼフ教会は明治40年（1907）に二条新町に創設され、数度の移転の後、昭和14年（1939）に現在地を得た。幕末以降の日本のカトリック教会はパリ外国宣教会が布教を行っていたが、昭和7年（1932）に米国のメリノール宣教会に京都宣教活動が託され、同10年に初めて同会の神父が来日した。昭和21年（1946）には、メリノール宣教会からウィリアム・ニーリー神父が派遣され、戦後の布教活動が再開した。昭和24年（1949）、ニーリー神父の指導により西陣教会の礼拝堂が献堂された。他に同神父が手掛けた教会として、京都市内では高野教会（1948年）、伏見教会（1950年）、山科教会（1953年）が確認されている。 礼拝堂は木造で、東側に入口を設けて西側に内陣を配置する。屋根はスパニッシュ風のS字型瓦、壁をスタッコ仕上げとする。入口には人造石研出し仕上げによるドリス式オーダーを用いた3連アーチを設ける。側面には2連アーチの窓を4か所ずつ配置する。靴脱ぎ場より入ると、バシリカ形式を簡略化した1室の長方形の会衆席となり、西側の内陣部分と北側の準備室部分が突出する平面である。天井には合板を貼り、トラスの頬杖部分の形状が現れる意匠である。入口部分の2階には母子礼拝室がつけられている。装飾の少ない簡素な意匠ながらも、全体としてはロマネスク様式を想起させる重厚さを有した礼拝堂である。この他、敷地内には、望洋庵と名付けられた木造2階建ての和館や納骨堂が残る。 カトリック西陣聖ヨゼフ教会は、戦後間もない時期に建てられた、様式建築を踏襲する木造のカトリック教会である。戦後のカトリック布教再開時の状況を伝える教会建築として貴重であるとともに、周辺の歴史的な景観要素ともなっている。			
			

認定理由

認定番号 第205号

選定番号	第12-015号	名 称	かんさいびじゅついん 関西美術院
西洋画の普及のため、明治34年（1901）、田村宗立らによって関西美術会が設立され、翌年には京都高等工芸学校の教授となった浅井忠が同会に参加する。浅井は、同36年に聖護院の自邸内に聖護院洋画研究所を開設し洋画の指導に当たったが、希望者が多かったことから、同38年に関西美術院の設立が決定された。住友家をはじめとする有志者からの寄付により、明治39年（1906）3月に現在地に開設された。関西美術院からは梅原龍三郎、安井曾太郎をはじめ著名な芸術家が輩出し、現在も洋画を学ぶための教育施設として存続している。 設計は、京都高等工芸学校で浅井の同僚であった武田五一による。木造平屋建、鉄板葺で片流れの屋根とする。東西に4室が並び、廊下を挟んで南側に応接室を配する。西側から「講堂」（現石膏写生教室）、「人体写生教室」、「石膏写生教室」として使用されており、中央の2室が明治39年の建築、西側室が明治40年の増築である。東側室は、明治39年建築の倉庫を昭和39年（1964）に建て替えたものである。写生に用いる部屋は、いずれも自然光の変化を小さくするため、北側に大きな窓を設けている。殊に人体写生室は天井面までを窓として、北側採光を図っている。教室部分は、片流れのトラス構造を用いた小屋組を天井にあらわすが、こうした構造は、北側に大きな開口を設けるために採用されたものと考えられる。一部に改変はあるものの、明治期のアトリエ空間が現在まで良く伝えられている。 関西美術院は、明治後期に創設された洋画家を学ぶ画塾の施設で、大きな北側窓を設けるアトリエ空間は特徴的である。明治期の絵画塾の建築遺構としては全国的にも稀有なもので、極めて高く評価される。 （国登録有形文化財）			
			

認定理由

認定番号 第206号

選定番号	第1-036号	名 称	いもぼう ^{ひらの やほんてん} 平野家本店
------	---------	-----	---------------------------------

いもぼう平野家本店は、円山公園内に位置する老舗の料亭である。享保年間（1716～1736）、青蓮院に仕え御料菊園や蔬菜の栽培にも携わっていた平野権太夫は、門主が九州から入手した唐の芋を栽培することに成功し、その形に因んで海老芋と名付けたという。この海老芋を水で戻した棒鱈と抱き合わせて炊き上げる調理法を考案したところ、評判を得たため、宮家より“平野家”の屋号と現在の地所を賜わって、商売を始めたと同店では伝えている。明治11年（1878）に刊行された『売買ひとり案内』にはその名が現れ、人気のある店であった様子がうかがえる。明治39年（1906）の円山公園の火災では、当時営業していた平野家の2店舗の一つが焼失したとされる。大正9年（1920）、焼失を免れた建物を大改修して新装開店したのが、現在の建物である。

不定形な台形状の敷地に建ち、南から西側に巡る平屋建の棟と、東側の一部2階建のハナレ棟が客室として用いられる。背面となる2階建の北側部分には厨房や倉庫棟が配されている。新装開店時には東側に残る杉皮葺の門が正面であったが、その後南側に移っている。入口の門を潜ると、屋根を架けて屋内に取り込んだ空間が西側に長く延び、13室の客室が並ぶ。路地散策を楽しみながら、それぞれ趣向を変えた客室に向かうような空間演出がなされている。南西側の室は、敷地形状に合わせて台形や平行四辺形の形状となっており、かつては部屋を舟に見立て、淀川下りを描いた絵を飾るなどのしつらえがなされていたという。

いもぼう平野家本店は、円山公園に建つ老舗料亭として、京都の文化史において重要である。明治期に遡り各時期に改修を経た建物も、歴史を重ねた料亭の空間を今に伝えており、高く評価される。



認定理由

認定番号 第207号

選定番号	第9-004号	名 称	きゅうくじょう ゆ 旧 九条湯
------	---------	-----	--------------------

旧九条湯は、南区東九条に位置する銭湯建築である。登記簿資料から、建物は昭和5年（1930）頃に建築されたと考えられる。現所有者の先代は、戦後、南区内で「辻湯」を創業したが、昭和35年（1960）に現在の九条湯の施設を購入し浴場を移転したという。九条湯は平成20年（2008）に銭湯の営業を終え、レンタルスペースとして活用されることとなった。

東西の細い通りの北側面に建ち、入口の左右には塀を廻す。木造2階建、棧瓦葺の脱衣場棟の背面に、煉瓦造と考えられる浴室が接続する。背面にはボイラー室と煙突が建っていたが、銭湯廃業後の改修により撤去された。脱衣場棟は入母屋造の屋根を妻入に入る形式で、玄関部分には銅板葺の唐破風を備える。玄関を入ると当初からの番台が残り、右手を女湯、左手を男湯としていた。天井を折上げ格天井とし、両室の境には上部に透かし欄間を嵌めた、鏡入りの仕切り壁を設けている。浴室との境には手洗いの流しが設けられ、上部の壁面にはモザイクタイルによる壁画が嵌められている。浴室は切妻造屋根の内部をヴォールト天井として、中央に湯気抜きと採光のための腰屋根を設けている。脱衣場の2階には4室の和室が配され、表側左手の8畳間はアカマツの皮付材を床柱に用いた床と違い棚を備えている。昭和35年の営業開始の頃には、2階は生活空間として用いられたという。

旧九条湯は、南区に残る昭和初期に建築された銭湯建築である。近年の廃業後も建物が保存され、銭湯の空間構成を残しつつ活用が図られている。市内の銭湯の廃業が相次ぐなかで、昭和初期の銭湯建築が新たな用途によって継承され、その景観を伝える事例として貴重である。



認定理由

認定番号 第208号

選定番号	第3-019号	名 称	ひらのや 平野屋
------	---------	-----	-------------

平野屋は嵯峨鳥居本地区、愛宕神社の一之鳥居の脇（鳥居の内側）に所在する。江戸後期には既に愛宕参詣の際の団子「志んこ」を名物とする茶屋として知られたとされ、明治17年（1884）発行の『愛宕神社全図』には、現在と同様の位置に描かれた茅葺の茶屋が確認できる。明治期以降は、保津川で獲れた鮎を扱う鮎問屋としての商いも兼ねるようになった。明治30年（1897）に京都鉄道が嵯峨駅まで、昭和4年（1929）に愛宕山鉄道（平坦線、索道線）が愛宕山まで開通するなど交通の便が良くなると、愛宕神社参詣に加えて観光客も増加したため、主に鮎料理を提供する料亭に変遷していったという。

建物は、茅葺の入母屋造屋根で、下屋部分を棧瓦で葺いている。通りに面する表側部分には所々に古い部材が確認され、近世に遡る可能性が高い。土間には「おくどさん」が残り、現在でも名物の「志んこ」を蒸すために用いられている。茅葺建物の背面側（西側）には瓦葺の棟が接続する。同部分は敷地に段差があるため高い床下を有し、倉庫に利用されている。平面は通り側に広い土間と2室、廊下を挟んで背面側には4室の和室が配され、同4室部分は、料亭としての機能の必要性から大正期から昭和初期にかけて増築されたものと考えられる。建物の西側には山からの湧き水を貯めた池がつくられ、鮎などの生け簀も設けられている。参道に面して、愛宕参詣の無事を祈願する「上り亀石」が残る。

平野屋は愛宕神社への参詣客に親しまれた茶屋として、近世に遡る由緒が伝わり、愛宕信仰を語る上で重要な場である。鮎料理を主とする料亭となった現在でも、愛宕参詣名物の団子を提供している。建物も近世に遡る部分が残ると考えられ、時代とともに増築や改修を加えられながら歴史を刻んできた姿は大変貴重である。



認定理由

認定番号 第209号			
選定番号	第10-034号	名 称	井上・曾家 いのうえ つえん け
井上・曾家は右京区京北町の山国地区に位置する茅葺屋根の民家で、同地区の河原林家（京都を彩る建物や庭園・認定）の分家の住宅として建てられた。同家は幕末期には絞油業を、明治以降は京都府会議員、実業家を出した家で、昭和15年（1940）には敷地内に徳育・智育・体育の三位一体の全寮教育を目指した「報徳学寮」を設立している。 主屋は、街道東側のやや奥まった敷地に建つ、平屋建、入母屋造の茅葺屋根の建物である。安永7年（1778）に記された普請文書が残り、その後の明治初期の離れ座敷（現存せず）増築時の絵図などには、現在の平面に近い主屋が確認される。柱や梁など主な部材の状況からも、後世の改修を経てはいるものの、18世紀に遡る建物であると判断される。南北方向に棟が配置され、南側に配された土間には妻入に入る形式だが、西側面に式台が設けられ、正式な玄関となる。主屋に接続する門（「ロジモン」）から、西側に庭が配された庭へと入る。庭側に座敷、次の間、玄関間（式台）、背面となる東側に囲炉裏を備えた約21畳大の板間、旧納戸が配される。小屋組はオダチ・トリイ形式を用いており、古式を伝えている。土間の一部を居室化するなど生活空間として手を加えた他は、北山型民家の空間構成を良く残している。また、庭の北西隅には土蔵が残る。上棟時に納められた木槌の銘から、天保6年（1835）の建築と判明する。 井上・曾家は、京北町に残る茅葺民家である。文書資料が残り、近世に遡る建物であることが確認できる点で重要である。現在でも茅葺屋根を維持し、周辺景観において重要な役割を果たしている点でも、高く評価される。			
			

認定理由

認定番号 第210号

選定番号	第12-016号	名 称	らくししゃ 落柿舎
------	----------	-----	--------------

落柿舎は、元禄期の俳諧師で芭蕉十哲と称される向井去来が営んだ庵に由来する。貞享4年（1687）以前には存在していたとされ、師の松尾芭蕉は元禄2年（1689）に訪れるなど、併せて三度来庵している。去来の没後、落柿舎は荒れるにまかせ取り壊されたという。現在の落柿舎は、去来の没後66年目に当たる明和7年（1770）に、親戚の井上重厚が再興したものである。既に落柿舎の跡地が不明だったため、天龍寺の子院・弘源寺の境内中に柿の老木が美しい場所を選んだという。この際、公家・菊亭（今出川）家から御腰掛一字を拝領し、移築したと伝わる。明治維新を迎え、弘源寺は衰亡して捨庵も売りに出されたが、嵯峨の旧家・小松喜平治がこれを購入し、再び俳句道場として広く提供されることとなった。昭和12年（1937）には俳人である永井瓢斎、工藤芝蘭子らがこれを購入し保存した。

建物は寄棟造の茅葺屋根で、北側三畳間の部分には棧瓦葺の庇をかけている。外壁を錆壁とし、腰部分には割竹や杉皮を張る外観である。入口には芭蕉の旅姿に因んで、菅笠と蓑を掛ける。下手の土間には、手前に井戸と水屋、奥にクドが設けられている。入口の土間には炉が切られ、二畳大の室を3室設ける。さらに上手に四畳半間、奥側に三畳間を配する。四畳半間は縁側を有し、床と床脇を備える。床柱にはスギの磨き丸太を用い、床脇には天袋と地袋を設けて円の下地窓を設ける。入口土間に瓢箪形の下地窓を施すなど、所々に数寄屋の意匠を用いている。

落柿舎は、18世紀後半に向井去来を偲んで再興された建物で、江戸期の俳諧文化を考える上で重要な場である。茅葺屋根の佇まいは嵯峨の田園風景を形成する構成要素としても評価される。

（国登録有形文化財）



認定理由

認定番号 第211号			
選定番号	第1-066号	名 称	ずいこうじ 瑞光寺
瑞光寺は明暦元年（1655）、元政上人が深草の地に草庵・称心庵を営んだことに始まる日蓮宗の寺院である。平安期に藤原基経によって建立された極楽寺（後に日蓮宗の宝塔寺に改称）の境内跡地の一角に当たると伝わる。元政上人は、寛文元年（1661）に瑞光寺と名を改め、本堂である寂音堂を建立したという。 現在の本堂（寂音堂）は、棟札から宝暦12年（1762）に再建されたものと判明する。工匠として東福寺門前の「長谷川六右衛門藤原廣次」の名が記されている。寄棟造の茅葺屋根の建物で、桁行6間×梁間5間半の方形に近い平面をとる。堂の中央に配された内陣には須弥壇が設けられ、本尊の阿弥陀如来坐像が座する。内陣の四周には外陣などの畳敷の空間が配されている。背面側には位牌壇が設けられ、元政上人の像などが安置される。日蓮宗の本堂建築とは異なる形式で、元政上人の営んだ草庵の構えを継承する意図が推測される。この他、客殿、鐘楼、山門などが残る。客殿は平屋建、棧瓦葺の建物で、設計資料から昭和12年（1937）に建て替えられたものと分かる。22畳半の広間は中心を網代天井とし、その周囲を紙貼とする瀟洒な造りである。山門は薬医門形式で、元は茅葺屋根であったが近年の台風被害を受け、銅板葺で復旧された。天井にのした竹、扉に竹の半切り材を用いるなど、数寄屋意匠を取り入れている。山門、鐘楼は改変を経ているものの、江戸後期に遡る遺構と考えられる。 瑞光寺は、各時代に手を加えながらも明治初め以来の境内が踏襲されてきた。殊に本堂は京都市内では数少ない茅葺屋根の本堂で、元政上人による草庵の面影を継承した建物であり、その由緒の他、景観要素としても貴重である。			
			